

微量 PCB 汚染物の無害化处理実績等（1）

1. 無害化处理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
奈良県生駒郡安堵町大字窪田634番5並びに734番2及び1139番1	PCB汚染物 (微量PCB汚染廃電気機器等)	平成29年 4月	2	4	・平成29年2月15日処理開始
		平成29年 5月	1	5	
		平成29年 6月	2	7	
		平成29年 7月	1	8	・平成29年7月11日処理完了

(注) ※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化处理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 (活性炭塔出口)	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成29年2月27日	平成29年3月23日	0.0000033	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.0000058	0.01	0.1 ※3
環境大気 (敷地境界)	PCB 濃度	μg/m ³	平成29年2月27日 ～28日	平成29年3月23日	0.00010	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.016	—	0.6 ※5

(注) ※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の世界基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（2）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※ ¹ 台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
滋賀県甲賀市水口町笹が丘 1 番 8	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成 29 年 4 月	4	7	・平成 29 年 1 月 25 日処理開始
		平成 29 年 5 月	1	8	
		平成 29 年 6 月	4	12	・平成 29 年 7 月 19 日処理完了
		平成 29 年 7 月	2	14	

（注）※ 1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材の PCB 濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成 29 年 1 月 31 日	平成 29 年 2 月 23 日	0.0000028	0.01	0.1 ※ ²
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.0000090	0.01	0.1 ※ ³
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	平成 29 年 1 月 31 日 ～2 月 1 日	平成 29 年 2 月 23 日	0.000061	—	0.5 ※ ⁴
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.018	—	0.6 ※ ⁵

（注）※ 2. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）に定める排ガスの排出許容限界（液状の PCB 等の焼却施設に係る基準値準用）

※ 3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※ 4. 環境庁通達（昭和 47 年環大企 141 号）における大気の大気の暫定環境濃度

※ 5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気の大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（3）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
京都府綾部市上八田町柘榴迫2番1、菜ヶ戸1番、荒崩1番1及び戸田18番1	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 4月	1	1	・平成29年 3月28日処理開始	
		平成29年 5月	2	3		
		平成29年 6月	2	5		
		平成29年 7月	2	7		
		平成29年 8月	2	9		
		平成29年 9月	1	10		
		平成29年10月	1	11		
		平成29年11月	2	13		
		平成29年12月	2	15		

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成29年6月22日	平成29年7月11日	0.0000018	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.0000081	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	平成29年6月22日 ～23日	平成29年7月11日	0.00048	—	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.0099	—	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（４）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※ ¹ 台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
大阪府堺市北区北長尾町八丁274番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 4月	1	1	・平成29年 3月22日処理開始	
		平成29年 5月	1	2		
		平成29年 6月	0	2		
		平成29年 7月	1	3		
		平成29年 8月	1	4		
		平成29年 9月	1	5		
		平成29年10月	0	5		
		平成29年11月	1	6		
		平成29年12月	1	7		

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	平成29年11月6日	平成29年12月8日	0.0000041	0.01	0.1 ※ ²
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			0.00000036	0.01	0.1 ※ ³
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	平成29年11月6日 ～ 7日	平成29年12月8日	0.0010	—	0.5 ※ ⁴
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			0.031	—	0.6 ※ ⁵

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（5）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考	
		年 月	月計（台）	累計（台）		
福井県三方郡美浜町新庄 157号上関屋1番、158号 三反田6番、14番、24番 1、35番、43番及び44番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 6月	2	2	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年5月29日処理開始 ・平成29年6月28日処理完了 	

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（6）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了 ^{※1} 台数）			備考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
長野県木曾郡南木曾町読書 3066 番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 5月	1 / 3	1 / 3 ^{※2}	・平成29年4月27日処理開始
		平成29年 6月	1 / 3	2 / 3 ^{※2}	
		平成29年 7月	1 / 3	3 / 3 ^{※2}	・平成29年7月 4日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

※2. 洗浄対象機器は1台（3相構造）で、各相（A,B,C）毎に洗浄実施。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ^{※2}
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ^{※3}
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ^{※4}
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ^{※5}

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気的环境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（7）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
富山県南砺市祖山字下平 694 番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年 7月	0	0	・平成29年7月 6日処理開始
		平成29年 8月	1	1	・平成29年8月29日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄溶剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）でもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準

微量 PCB 汚染物の無害化処理実績等（8）

1. 無害化処理施設

施設設置場所	処理を行う廃棄物の種類	処理実績（処理完了※1台数）			備 考
		年 月	月計（台）	累計（台）	
京都府久世郡久御山町林八幡講43番	PCB汚染物 （微量PCB汚染廃電気機器等）	平成29年11月	1	1	<ul style="list-style-type: none"> • 平成29年11月15日処理開始 • 平成29年11月30日処理完了

（注）※1. 洗浄後の洗浄剤中又は内部部材のPCB濃度分析結果が得られ、無害化処理終了を確認した日（マニフェスト処分終了日）をもって処理完了とする。

2. 環境関係測定結果

項 目		単 位	試料を採取した年月日	結果の得られた年月日	測定結果	自主管理値	法等の規制値
排 気 （活性炭塔出口）	PCB 濃度	mg/m ³ _N	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	0.01	0.1 ※2
	ダイオキシン類濃度	ng-TEQ/m ³ _N			－	0.01	0.1 ※3
環境大気 （敷地境界）	PCB 濃度	μg/m ³	－【測定対象外】	－【測定対象外】	－	－	0.5 ※4
	ダイオキシン類濃度	pg-TEQ/m ³			－	－	0.6 ※5

（注）※2. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）に定める排ガスの排出許容限界（液状のPCB等の焼却施設に係る基準値準用）

※3. ダイオキシン類対策特別措置法に定める排ガスの排出基準（廃棄物焼却炉等に係る基準値準用）

※4. 環境庁通達（昭和47年環大企141号）における大気の暫定環境濃度

※5. ダイオキシン類対策特別措置法に定める大気環境基準